議案第43号							
鳥取県手数料	徴収条例の一	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例					
次のとおり鳥取県手数料	4徴収条例の一部を	次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議	地方自治法(昭和22年法(	<b>聿第67号)第96条</b> 等	第1項の規	定により	木
会の議決を求める。							
令和7年2月20日提出							
				鳥取県知事	# #	<b>=</b>	ኈ
鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	例の一部を改正す	3条例					
鳥取県手数料徴収条例。	(平成12年鳥取県条	鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。	こうに改正する。				
次の表の改正前の欄に掲	げる規定を同表の	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。	こ、下線及び太枠で示すよ	うに改正する。			
於	범	溆	放	띰	温		
-		_					_

#### (手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

### (1) $\sim (302)$ 略

(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録 (同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。) 1件につき25,000円

## (304) $\sim (3150)$ 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合す

#### (手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

#### (1)~(302) 略

(303) 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録 (同条第3項の規定に基づく更新の登録を含む。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

# ア 1級建築士事務所 1件につき17,000円

 4
 2級建築士事務所又は木造建築士事務所
 1件につき

 12,000円
 12,000円

## (304) $\sim (315 \mathcal{O} 4)$ 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合す

に鳥取			
	に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額	に鳥取場	に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額
を加算	を加算した額)	を加算した額)	·た額)
ア次	次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建	7 次0	次の(ア)に掲げる部分及び(ウ)に掲げる部分を有する建
築物	築物に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)ま	築物に	築物に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)ま
(S)	でに定める額を合計した額	でに定	でに定める額を合計した額
$(\mathcal{F})$	(ア) 住宅の用に供する部分(共同住宅の共用部分(住人	$(\mathcal{F})$	(ア) 住宅の用に供する部分(共同住宅の共用部分(住人
AS	が共同で使用する部分をいう。以下同じ。)を除く。)	が対	が共同で使用する部分をいう。以下同じ。)を除く。)
炎	次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞ	次の	次の表の左欄に掲げる住宅の戸数の区分に応じ、それぞ
#1	れ同表の右欄に定める額	れ 国 な	れ同表の右欄に定める額
区分	金額	区分	金額
	低炭素化促進法第54条第1項 簡易評価法 略 各号に掲げる基準に適合する によって認		低炭素化促進法第54条第1項 簡易評価法 略 各号に掲げる基準に適合する <u>の場合</u> ことを証する書類として知事 が定めるもの(以下この号に おいて「適合証」という。) の添付がない場合(簡易な評価方法として知事が定めるものによって認定する場合(以 下この号、第315号の7から第 315号の9まで及び第315号の 11において「簡易評価法の場

住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に 当該 (315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネル ギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の床 増築又は改築をする建築物の部分の延べ面積の合計によ 以下この号及び次号において同 (平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。) 係るもの 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額 (増築又は改築をする場合にあっては、 性判定次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 それぞれ同表の右欄に定める額 り算定した区分とする。 い。)

「いらい) 面積の区分 (31506) $(\mathcal{F})$ 7~H

簡易評価法に よって判定す

簡易評価法と 同様の評価方

標準的な評価 方法として 知事が定め

区分

る場合

一部の基

ボを一

イ~ エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。) 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネル ギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合 性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 工場等(工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。)でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

	tu N	#U   \( \cdot \)
	1 件につ18,000円	1 件につ20,000円
が (発) (発) (発) (発) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で	40	tu
準について用 いる方法 (第 315号の9 に おいて「併用 評価法」とい う。)によっ て判定する場	1 件につい27,000円	1 件につ 29,000円
る も の ( 第 315年 の 9 に おいて「標準 評価法」とい う。) によっ て判定する場 合	き り い に	ら 円 か
8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	1 件につ36,000円	1 件 に つ40,000円
	一 万 健       つ住宅       ) 床面       の 合計       200平方       一 ト ル       諸	(2) (2) (2) (3) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
	1 つり (1) を 2 2 2 2 2 3 4 4	(2) 種がメ以 て以宅部能
	— 142 —	

	1 件につき34,000円	1 年につき60,000円	1 年につき108,000円	1 件につき 163,000円
	#U	#U C	#U	tu O
	1 件 亿53,000円	1 件に9000円9000円円	1 年に156,000円	1 件につ
	1 年につき72,000円	1年につき121,000円	1 年につき205,000円	1 件につき294,000円
定 に 用 い な い 場 合 に め っ イ は、 共 用 部 分を除く。)	(1) 床面 積の合計 が300平方 メートル未 諸		(3) 床面 積の合計が 2,000平力 メートル以 上、5,000平 方メートル	上型   日間   日間   日間   日間   日間   日間   日間   日

7) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床 面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	金額	1件につき <u>214,000円</u> (簡易評価法 <u>の場合</u> は、 <u>82,000円</u> )	1件につき <u>268,000円</u> (簡易評価法 <u>の場合は、104,000円</u> )	1件につき <u>346,000円</u> (簡易評価法 <u>の場合は、137,000円</u> )	1件につき <u>493,000円</u> (簡易評価法 <u>の場合は、222,000円</u> )	1件につき608,000円 (簡易評価法 <u>の場合は、290,000円</u> )
<u>(ア)</u> 次の表の左欄に掲い 面積の区分に応じ、それ	区分	1 300平方メートル未満	2 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	3 1,000平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	4 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	5 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満
3人       人の表の左欄に掲げる工場等 (工場その他知事が次の表の左欄に掲げる工場等 (工場その他知事がる建築物をいう。以下この号及び次号において同りでない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞ表の右欄に定める額	金額	1件につき238,000円(簡易評価法によって判定する場合は、 91,000円)	1件につき298,000円(簡易評価法によって判定する場合は、 116,000円)	1 件につき <u>385,000円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 153,000円)	1件につき <u>550,000円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、247.000円)	1件につき678,000円(簡易評価法によって判定する場合は、 323,000円)
5,000平方       メートル以上         上       (イ) 次の表の左欄に掲げる工場等定める建築物をいう。以下この長度の子標に完部分の床面積に。) でない非住宅部分の床面積れ同表の右欄に定める額	区分	1 300平方メートル未満	2 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満	3 1,000平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	4 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	5 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満

1 件につき718,000円 (簡易評価法の場合は、348,000円)1 件につき820,000円 (簡易評価法の場合は、409,000円)	(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床 面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	金額	1 件につき <u>21,000円</u> (簡易評価法 <u>の場合は、18,000円</u> )	1 件につき <u>29,000円</u> (簡易評価法 <u>の場合は、25,000円</u> )	1 件につき <u>40,000円</u> (簡易評価法 <u>の場合は、35,000円</u> )	1 件につき <u>96,000円</u> (簡易評価法 <u>の場合は、89,000円</u> )	1 件につき <u>141,000円</u> (簡易評価法 <u>の場合</u> は、 <u>134,000円</u> )
6 10,000平方メートル以上、 25,000平方メートル未満 7 25,000平方メートル以上	(イ)       次の表の左欄に掲り面積の区分に応じ、それ	区分	1 300平方メートル未満	2 300平方メートル以上、 1,000平方メートル未満	3 1,000平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	4 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	5 5,000平方メートル以上、   10,000平方メートル未満
1 件につき801,000円 (簡易評価法によって判定する場合は、388,000円)1 件につき914,000円 (簡易評価法によって判定する場合は、455,000円)	<ul><li>2) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</li></ul>	金額	1 件につき <u>24,000円</u> (簡易評価法 <u>によって判定する場合</u> は、 20,000円)	1 件につき32,000円 (簡易評価法によって判定する場合は、28,000円)	1 件につき45,000円(簡易評価法によって判定する場合は、39,000円)	1 件につき107,000円(簡易評価法によって判定する場合は、 99,000円)	1 件につき <u>158,000円</u> (簡易評価法によって判定する場合は、 150,000円)
6 10,000平方メートル以上、 25,000平方メートル未満 7 25,000平方メートル以上	(ウ) 次の表の左欄に掲げる工場等であ 面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄	区分	1 300平方メートル未満	2 300平方メートル以上、 1,000平方メートル未満	3 1,000平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	4 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	5 5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満

6 10,000平方メートル以上、
-------------------

12条第2項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当してい アの(ア)の表の左欄に掲げる知事が定める方法に よって算定した工場等でない非住宅部分の判定すべき b アの(イ)の表の左欄に掲げる知事が定める方法に よって算定した工場等である非住宅部分の判定すべき (イ) 工場等でない非住宅部分の増築又は改築に係るもの (ウ) 工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの (315の8) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規 定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る 建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第 ることを証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞ 面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 ((ア) に掲げるものを除く。) (ア)の b に定める額 ((ア)に掲げるものを除く。) (ア)のaに定める額 れに定める額 建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第 11条第2項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当してい ることを証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞ (315の8) 建築物省エネ法第11条第2項又は第12条第3項の規 定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る れに定める額

- ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの  $\chi_0$  (ア)から(ウ)までに定める額を合計した額
- (ア) 前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の住宅の用 に供する部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分 の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する住宅の 用に供する部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、そ
  - 用に供する部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

    れぞれ同表の右欄に定める額

    (イ) 前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- (ウ) 前号アの(ウ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- 仕宅の用に供する部分を有する建築物に係るもの(アに掲げるものを除く。) アの(ア)に定める額

ア 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(I)に定める額を合計した額

- (ア) 前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- (イ) 前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

\ 1	
- 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの(アに	掲げるものを除く。) アの(イ)に定める額
Ð	揭

	上計画 次の(ア)及び       に係る建築物エネルギー消費性能向上計画         (イ)に定める額を合計した額         用に供する部分の区分       (ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供す         52額       に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額         直易評価 適合証の       区分       建築物省エネ 簡易評価法の       強額         まによっ 添付があ       法第35条第1       場合       対
	上計画 次の(ア)及び     (イ       上計画 次の(ア)及び     (イ       用に供する部分の区分     (万       52額     (万       商易評価 適合証の     区       まによっ 添付があ     (万
	上計画 次の(ア)及び     (イ       上計画 次の(ア)及び     (イ       別る額     (万       高多評価 適合証の     区       まによっ 添付があ     区
	上計画 次の(ア)及び     (イ       上計画 次の(ア)及び     (イ       用に供する部分の区分     (万       52額     (万       商易評価 適合証の     区       まによっ 添付があ     (万
	上計画 次の(ア)及び     (イ       上計画 次の(ア)及び     (イ       用に供する部分の区分     (万       52額     (万       商易評価 適合証の     区       まによっ 添付があ     (万
画 次の(ア)及び   (供する部分の区分   (供する部分の区分   )	上計画 用に供す 用に供す 高易評価 またよっ
画	上計画 用に供す 10名額 10名類 10名類 10名類 10名類 10名類 10名類 10名類 10名 10名 10名 10名 10名 10名 10名 10名 10名 10名
ギー消費性能 FL た額 C 掲げる住宅 I表の右欄に分 所用評価 法 に よ っ	
に係る建築物エネルギー消費性能向	築物エネル: かる額を合計 の表の左欄! それぞれ同 標準評価 法によっ

	1 年に 4,000円 1 年に 4,000円 3,000円
	1 件につき 16,000円 1 件につき 17,000円
面各号に る を は な な な な な な な の の の の の の の の の の の の の	1 件 に つ き 31,000円 1 件 に つ き 35,000円
	1 一戸 単位 の住名 (1)
ďП	1 年に つ
る 載 企	1 年につ ※5,000円 1 年につ ※5,000円
て認定する場合	1 年につ き18,000 田 1 年につ き20,000
る場合を持つ	1 年 に つ
て 認 記 合 合	1 年 に つ
	一戸 雇 つの 信 売 回         (1)

			J 10		HU		#10
			1 件に、	9,000円	1 件 に つ 18,000円		1 件 に つ 41,000円
			1 件につき	30,000円	1 件につき52,000円		1 件につき94,000円
			1 年 に つ ま	63, 000円	1 件 につき105,000円		1 件 に つき180,000円
能を 省エネ 35条第1項 第1 号の基	権くの適合性の判別になった。	Aいないる のいめって は、米田啓	分を除く。) (1) 床面	積の合計 が300平方 メートル未	満 (2) 床面 積の合計	が300年方 メートル以 上、2,000年 方メートル	(3) 床面 積の合計が
			U	00	ς e		
			1 年に	き10,0( 田	1 件にき21,0(	田	1 件につ き47,000
			1年につ	き34,000 田	1件につき60,000	E	1件につき108,000
			1 年につ	き53,000 田	1件につき90,000	E	1 件につ き156,000
			1 年につ		1 件につき121,000		1 件につ き205,000
能を確	(権への) 随合性の判定に 日で対応に	Hviaviá 合にあって は、共用語	分を除く。) (1) 床面	積の合計 が300平方 メートル未	満 (2) 床面 積の合計	が300平方 メートル以 上、2,000平 方メートル	(3) 床面 積の合計が
				1件につ   1件につき   1件につ   1件につき   1件につき	1件につ   1件につ	1件につ   1件につ	# 1 世

1 件につき74,000円	(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額		適合証の添付がある場合	1 件 に つ き 9,000円	1 件につき <u>25,000円</u>
1 件につき143,000円	5非住宅部分の床 定める額	金額	簡易評価法 <u>の</u> 場合	1 件につき80,000円	1 件 に つ き 134,000円
1 件につき257,000円	<ul><li>(1) 次の表の左欄に掲げる非住宅部</li><li>(2) それぞれ同表の右欄に定める額</li></ul>		適合証の添付がない場合	1 件につき 208,000円	1 件につき 337,000円
2,000半方メートル以上、2,000年 カメートル 未満 (4) 来 画 はのの半対 5,000平方 トレレス	(イ) 次の記で、 ネれれ	区分		1 300年方メートル未	2 300平方 メートル以 上、2,000平 方メートル
田 1 件につ き84,000 田	の医分に応		適合証の添付 がある場合	年につま 0000円	1 件 に つ 歩 28,000円
田 1 件につ き163,000 田	分の床面積	)		い か 100	₩
田 1 件 に つ き228,000 田	げる非住宅音 肌に定める額	金額	に     簡易評価法に       す     よって認定す       る場合	き 1 年に 91,000円	き 1 件 に 153,000円
田 1 件につ き294,000 田	<ul><li>(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</li></ul>		標準評価法に よって認定す る場合	1 件につき 238,000円	1 件につき 385,000円
2,000年方 メートル以 上、5,000年 方メートル 未講 4) 床 面 種の合計が 5,000平方 メートル以 上	次の意、それぞ	区分		300年方メートル未満	300平方 メートル以 上,2,000平 方メートル

1年70年	74,000円	11年につま	116, 000円	1 件 に し き147 000日	147, 000 [-]	1 件 に つき 184,000円
1年につま	216, 000円	1 年にしゅ	282, 000H	1 年 7 0 ま330 000日	533, 000-1	1 件 に つ き 398,000円
	481, 000円	1 年 に し は	592, 000H	1 年 7 0 ま	(100, 000)	1 件 に つ き 799,000円
未 3 2,000年	カメートル 以上、5,000 平方メート ル未満	4 5,000平	ガメートル 以上、10,00 0平方メート 1.土業	5 10,000平 1 件にて カメートル 700 000円	カスートル 以上、25,00 0平方メー トル未満	6 25,000平 1 件に 方メートル <u>799,000円</u> 以上
1 年につき	마	U E	<u>=</u>	υ Ψ	Ε	U <sup>⊞</sup> I
1 4	84, 000円	172 000円	133, 000円	1 年 に し き168 000円	100, 000	1 件につき 210,000円
1年70年	247, 000 H	1 件につき	323, 000HJ 133, 000	1 年に つき388 000円	000, 000 L	1 件につき455,000円
1 件につき 1 件につき	247, 000 H	) き 1 件に つ き		ttu	000, 000 L	tu

#### イ・ウ 略

(315の10) 建築物省エネ法<u>第36条第1項</u>の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウま でに定める額を合計した額 (同条第2項において準用する建

でに定める額を合計した額 (同条第2項において準用する建

(315の10) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物

イ・ウ 略

エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウま

築物省エネ法<u>第30条第2項</u>の規定により建築基準法第6条第 1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準 法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

築物省エネ法<u>第35条第2項</u>の規定により建築基準法第6条第 1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準 法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額) (315の11) 建築物省エネ法第41条第2項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲

ア~ウ 略

ア~ウ 略

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に

それぞれに定める額

げる区分に応じ、

係るもの次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額(ア)次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分

に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

の住宅
(1) 床面
積の合計が
200平方メ
ートル未満
(2) 床面
積の合計が
200平方メ
一下小以上
2 一戸建て
の住宅以外
の住宅 (共
用部分の性
能を建築物
エネルギー
消費性能基
準への適合
性の判定に
用いない場
合いあって
は、共用部
分を除く。)
(1) 床面
積の合計が
300平方メ

1 件につき105,000円   1件につき18,000円     (簡易評価法の場合	は、52,000円)	1件につき180,000円 1件につき41,000円 (簡易評価法の場合は、94,000円)	1 件につき257,000円 (簡易評価法の場合 は、143,000円)	次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応 それぞれ同表の右欄に定める額	金額	適合証の添付がない場 適合証の添付がない場 合 合
	300年 メートル以 上、2,000年 方メートル おメートル	展 本 位 で で で で で で で か か か り 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	木崎 (4) 床面 積の合計が 5,000平方 メートル以 上	(イ)     次の表       じ、それぞれ	区分	圏 む

1 件につき9,000円	1件につき25,000円	1件につき74,000円	1件につき 116,000 円	1 件につき 147,000 円
1 件につき208,000円 (簡易評価法の場合 は、80,000円)	1 件につき337,000円(簡易評価法の場合は、134,000円)	1 件につき481,000円(簡易評価法の場合は、216,000円)	1 件につき 592,000 円 (簡易評価法の場合は、 282,000 円)	1 件につき 700,000 円 (簡易評価法の場合は、 339,000 円)
1 300平方 メートル未 諸	2 300平方 メートル以 上、2,000平 方メートル 未満	3 2,000年 カメートル 以上、5,000 平方メート ルキ諸	4 5,000平方 メートル以 上、10,000 平方メート ル未満	5 10,000 平 カメートル 以上、25,00 0 平方メー トル未譜

	6 25,000 平 1 件につき 799,000 円 1 件につき 184,000 円 方メートル (簡易評価法の場合は、 以上 398,000 円)
	<u>イ</u> 住宅の用に供する建築物(非住宅部分を有するものを除
	く。) に係るもの アの(ア)に定める額
	ウ 住宅以外の用に供する建築物に係るもの アの(イ)に定
	める額
(316) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項	(316) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項
又は第16条第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状の授	又は第16条第1項の規定に基づく教育職員の普通免許状の授
与 (同法第16条の2に規定する再授与を含む。) 1件につき	与 1件につき3,300円
3,300円	
(317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく教育職員	(317) 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく教育職員の
の特別免許状の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含	特別免許状の授与 1件につき3,300円
む。) 1件につき3,300円	
(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員	(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の
の臨時免許状の授与(同法第16条の2に規定する再授与を含	臨時免許状の授与 1件につき1,900円
む。) 1件につき1,900円	
$(318 \odot 2) \sim (328)$ 略	(318 の 2 ) ~ (328) 略
2	2 略

附 則       (施行期日)	1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	(経過措置)	2 改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第303 号及び同項第315 号の7から第315 号の9までの規定は、この条例の施行の日以後	に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請に係る手数料については、なお従前の例による。			

14号	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	           	               	年 2 月20日提出	高取県知事 平 井 伸 治	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例	鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	故     正     前
議案第44号	鳥取県警察	次のとおり鳥取県警	会の議決を求める。	令和7年2月20日提出		鳥取県警察手数	鳥取県警察手数料条	次の表の改正前の欄	名

(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為に	第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為に
より当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額	より当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額
の手数料を徴収する。	の手数料を徴収する。
$(1)$ $\sim$ $(47)$ 略	(1)~(47) 略
(48) 及び (49) 削除	(48) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項
	(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項にお
	いて準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項に
	おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章
	<u>の交付</u> 1 件につき550円
	(49) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項
	(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項にお
	いて準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項に
	おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章
	の再交付 1 件につき550円
(20)~(08) 略	婦 (89)~(09)
2 略	2

	ŝ				
	10				
	近				
	ろ ば				
	\$				
	H				
	7				
	7年				
	和				
	<₽				
<b>=</b>	この条例は、令和7年4月1日から施行する。				
附則	例				
<del> </del>	₩				
	17				
	-				

議案第45号	鳥取県紀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例
鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例	鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例(令和元年鳥取県条例第24号)は、廃止する。
次のとおり鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第	附 則
条第1項の規定により、本議会の議決を求める。	(施行期日)
令和7年2月20日提出	1 この条例は、公布の日から施行する。

改     正     後       1 (第2条関係)     別表9       名称     調査審議する事項
(第2条関係)     別表第1 (第2条関係)       名称     調査審議する事項
名称 調査審議する事項 名称
鳥取県地方港湾審議         港湾法(昭和25年法律第218号)第35条         鳥取県地方港湾審議         港湾法(昭和25年法律第218号)第35条           会         の2第1項に規定する事項         会
鳥取県淀江産業廃棄鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地物処理施設計画地地地下水等調査会条例(令和元年鳥取県下水等調査会下水等調査会条例第24号)第2条に規定する事項